

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ	目 次	
○地方自治法に基づく徴収事務の委託 (健康福祉総務課、障害者支援課)	285	○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、山城南土木事務所)	289	
○地方自治法に基づく収納事務の委託 (農林水産技術センター)	〃	公 安 委 員 会		
○基本測量の終了 (用地課)	286	○京都府放置違反金の納付命令等に関する規則及び 京都府公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付 与に関する規則の一部を改正する規則	〃	
○公共測量の終了 (〃)	〃	選 挙 管 理 委 員 会		
公 告		○当選の効力に関する異議の申出に対する決定	290	
○一般競争入札の実施 (府有資産活用課)	〃			

告 示

京都府告示第274号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和8年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定 番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
59	社会福祉法人京都府社会福祉事業団	京都市中京区竹屋町通烏丸 東入清水町375	京都府行政財産使用料条例(昭和39年京都府条例第38号)第2条に規定する使用料、京都府立心身障害者福祉センター条例(昭和52年京都府条例第19号)第5条に規定する使用料等及び京都府立こども発達支援センター条例(平成15年京都府条例第11号)第5条に規定する手数料	令 8. 3. 6	令 8. 4. 1

京都府告示第275号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和8年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
47	京都農業協同組合	南丹市八木町八木東久保29の1	生乳の販売代金	令 7. 12. 15	令 8. 4. 1
65	全国農業協同組合連合会京都府本部	京都市南区東九条西山王町1	生産物等の売払い代金	8. 3. 30	〃



京都府告示第276号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の地域の基本測量（令和7年京都府告示第119号）が令和8年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和8年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
京都府全域



京都府告示第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の地域の基本測量（令和7年京都府告示第204号）が令和8年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和8年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市左京区、右京区、西京区及び伏見区、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市並びに船井郡京丹波町



京都府告示第278号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測

量（令和7年京都府告示第355号）が令和8年3月27日終了した旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和8年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 測量の地域
京都市北区、上京区、左京区、中京区、右京区、西京区及び伏見区地内
- (2) 測量の期間
令和7年5月30日から令和8年3月19日まで
- (3) 測量の種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2(1) 測量の地域
京都市全域
- (2) 測量の期間
令和7年5月30日から令和8年3月19日まで
- (3) 測量の種類
公共測量（3D都市モデル作成）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達の名称及び数量

<p>京都府庁本庁庁舎で使用する電力調達 一式</p> <p>(2) 調達物品の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり</p> <p>(3) 調達期間 令和8年10月1日から令和9年9月30日まで</p> <p>(4) 調達施設 京都府庁本庁庁舎</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部府有資産活用課施設管理係 電話番号 (075) 414-4044</p> <p>(2) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付期間 令和8年5月19日(火)から令和8年6月9日(火)まで</p> <p>(3) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付費用 無償</p> <p>(4) 入札説明書、仕様書及び確認申請書を入手するための手段 原則として、京都府ホームページ (http://www.pref.kyoto.jp/sisan/news/2026hontyou-denryoku.html) からダウンロードすること。</p> <p>3 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和8年京都府告示第2号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。 大分類「燃料類」一小分類「電力」</p> <p>(3) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、令和8年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。</p> <p>(4) 確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。</p> <p>(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>(6) 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。</p> <p>(7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、</p>	<p>供給約款等が整備されている者であること。</p> <p>4 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出期間等</p> <p>ア 提出期間 2の(2)に同じ。</p> <p>イ 提出場所 2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>(ア) 持参により提出する場合 提出期間中の日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後4時まで(午前11時30分から午後1時30分までを除く。)の間に提出すること。</p> <p>(イ) 郵送により提出する場合 書留郵便で提出期限内に必着のこと。</p> <p>(2) 確認通知 入札参加資格の確認結果は、別途通知する。</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する費用は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。</p> <p>(ア) 資格審査申請に関する文書(以下「資格審査申請書」という。)の提出場所及び問合せ先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部入札課入札・物品調達調整係 電話番号 (075) 414-5428</p> <p>(イ) 提出書類 原則として、京都府ホームページ「特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の随時受付について」(http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html) からダウンロードすること。</p> <p>(ウ) 提出期限 令和8年5月26日(火)午後5時 なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。</p> <p>ウ 3の(3)の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。</p> <p>(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課温暖</p>
--	--

化対策係

電話番号 (075) 414-4830

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のページ (<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyoy2025.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和8年5月26日(火)午後5時

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年7月17日(金)午前10時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁旧本館2階2-C室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和8年7月16日(木)午後4時まで(必着)

(イ) 提出先

2の(1)と同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 基本料金・従量料金単価をもって契約するので、入札に当たっては、月額基本料金、従量料金などの二部料金単価制度を設定することを条件とする。

ウ 落札の決定は、イによる単価に基づいて、仕様書に明示する電気使用実績により求められる電気料金の総額をもって入札金額とし、その比較によって行う。

なお、この入札金額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めたものとする。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で

あるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書、確認資料又は資格審査申請書(以下「申請書等」という。)を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

キ 同じ入札に2以上の入札(他の代理人としての入札を含む。)をした者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この入札に係る契約については、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額によるものとする。

(4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

9 Summary

(1) Main content of contract:

Electricity supply for the Kyoto Prefectural Government buildings

(2) Period and venue for submission of application documents for confirmation of qualification:

From Tuesday, May 19th, 2026 to Tuesday, 9th June, 2026

Submitted to Facility Management Section, Prefectural Assets Utilization Division Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City 602-8570 Japan

(3) Time, date and venue for bid submission and bid opening:

10:00 a.m on Friday 17th July, 2026

2-C room on second floor of Kyuhonkan (Former main building of the Kyoto Prefectural Government Office)

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City 602-8570 Japan

(4) The Deadline for bid submission by post:

4:00 p.m. on Thursday 16th July, 2026

Facility Management Section, Prefectural Assets Utilization Division Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City 602-8570 Japan

(5) Contact:

Facility Management Section, Prefectural Assets Utilization Division Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-4044



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年5月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
向日市上植野町北ノ田12の1、12の2、13の1、13の2、14の1、14の2

（関連区域）

向日市上植野町北ノ田7の2の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

向日市上植野町北小路44

安井 明義

向日市上植野町北小路44

安井 彩能

2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

木津川市相楽神後原41の1の一部、42の一部、51の1の一部、51の2の一部

（関連区域）

木津川市相楽神後原41の2の一部、50の5一部、50の8の一部、52の2の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

木津川市相楽神後原82

福岡 進

木津川市相楽神後原82

福岡 一美

公 安 委 員 会

京都府放置違反金の納付命令等に関する規則及び京都府公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

京都府公安委員会

委員長 池 坊 由 紀

京都府公安委員会規則第5号

京都府放置違反金の納付命令等に関する規則及び京都府公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

（京都府放置違反金の納付命令等に関する規則の一部改正）

第1条 京都府放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年京都府公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「掲示して」を「掲示し、併せて公安委員会のホームページに掲載して」に改める。

別記様式第2の（裏）中「表示する」を「掲示し、併せて京都府公安委員会のホームページに掲載する」に改める。

（京都府公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与

に関する規則の一部改正)

第2条 京都府公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成22年京都府公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第90号

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

令和8年5月19日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

決 定 書

異議申出人

上記異議申出人から令和8年4月7日付けで提起された令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、令和8年4月5日執行の京都府知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力を無効とする決定を求めるといふものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件選挙の当選結果は無効であるため、票の数え直しを求める。

決定の理由

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙における当選の効力に関する異議の申出については、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項において、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対し、行うことができるとされているが、その趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」（昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決）とされている。

この趣旨に照らせば、同項所定の「選挙人又は公職の候補者」とは、当該選挙に参加し得る権利を有する選挙人又は当該選挙に係る公職の候補者に限られると解すべきである。

当委員会において、申出人の選挙人名簿登録の状況を調査したところ、申出人は、本件選挙の選挙人ではなく、また、公職の候補者でもないため、法第206条第1項所定の「選挙人」又は「公職の候補者」のいずれにも該当しない。

以上により、申出人による本件異議の申出は不適法である。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和8年5月13日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄